

「地理空間情報の活用推進に関する行動計画」（G空間行動プラン）の概要

1. 背景

平成 19 年 5 月に成立した「地理空間情報活用推進基本法」（以下、「基本法」という。）では、第 9 条第 3 項において、『地理空間情報活用推進基本計画に定める施策について、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。』と規定される。

また、「地理空間情報活用推進基本計画」（平成 20 年 4 月 15 日閣議決定）（以下、「基本計画」という。）においては、4. (3)④計画のフォローアップとして、『本計画を推進するため、政府は、各施策のより具体的な目標やその達成期間等について検討を行い、毎年度、その進捗状況のフォローアップを行う。』とされている。

2. 「地理空間情報の活用推進に関する行動計画」について

政府は、基本法及び基本計画を踏まえ、平成 20 年 8 月に各省庁が実施する各施策のより具体的な目標やその達成期間等を取りまとめた、「地理空間情報の活用推進に関する行動計画（G空間行動プラン）」（以下、「G空間行動プラン」という。）を策定し、公表した。また、基本計画に基づき、毎年度、その進捗状況のフォローアップと改定を行うこととしている。

3. 平成 22 年度版の G 空間行動プラン

平成 22 年度版の G 空間行動プランは、平成 22 年 4 月 1 日時点の施策を取りまとめている。平成 21 年度版からの変更は以下のとおりである。

	平成 21 年度版	平成 22 年度版	増減
全施策数	1 6 3	1 6 2	－ 1
増減内訳			
＜新規施策（9 施策）＞ ・ No. 173 サービスモデル普及のための運用ルール等に関する調査（国土交通省） ・ No. 174 高精度なデジタル森林空間情報を生物多様性の保全や国土保全施策等に活用するためのデータ解析技術の開発（農林水産省） ・ No. 175 GIS を用いた圃場配置と稲栽培情報の統合化及び指標化（農林水産省） ・ No. 176 気候変動・防災対策の総合的推進（国土交通省） ・ No. 177 都市部官民境界基本調査（国土交通省） ・ No. 178 地籍整備推進調査（都市再生街づくり支援調査）（国土交通省） ・ No. 179 山村境界基本調査（国土交通省） ・ No. 180 土地分類基本調査（土地履歴調査）（国土交通省） ・ No. 181 広域コントラクターのための携帯端末を利用した作業計画・管理支援システム（農林水産省）		＜完了施策（10 施策）＞ ・ No. 51 地理空間情報の利活用マニュアルの作成（国土交通省） ・ No. 82 空中写真の有効活用の推進（国土交通省） ・ No. 93 都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）（国土交通省） ・ No. 119 農地情報共有化支援事業（農林水産省） ・ No. 124 技術試験衛星Ⅷ型による衛星測位技術の実験（総務省、文部科学省） ・ No. 130 携帯電話等からの 110 番通報における位置情報通知システムの整備の推進（警察庁） ・ No. 144 運動強度等の簡易測定に基づく放牧育成牛への補助飼料給与量の調製技術の開発（農林水産省） ・ No. 157 高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発（国土交通省） ・ No. 161 気候変動・グローバルマッピングパートナーシップ事業（国土交通省） ・ No. 166 山村境界保全事業（国土交通省）	

